

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年（1948年）に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年（1996年）に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。これまで、平成10年（1998年）の国連の自由権規約委員会や、平成28年（2016年）の国連女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきたが、優生手術の被害者は放置されたままだった。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白である。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。

よって、政府においては、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮し、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであり、以下の事項について実施するよう求める。

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。
- 4 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣 殿
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 京 免 康 彦